

# その後の課役の解釈問題

曾 我 部 静 雄

〔要約〕 私は昭和十八九年以来、中国及び日本の均田法時代に使用された課役と称する法律語は、雑徭と歳役、即ち課は雑徭であり役は歳役であるとの説を唱えて居るのであるが、然るに今以て課役は租調庸とする旧説が根づく内外の学界に存在して居る状態である。この状態は何に由来するかを、ハーバード大学の楊聯陞教授の質問に対する答えを兼ねて、ここに明かにしようと思うのである。

## 一

私は昭和十九年二月発行の史林第二十九卷第一号に「唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口」と題して課口と不課口との本質を論じたが、その際に課役とは歳役（その代償は庸）と雑徭とを意味し、従来の説である東洋史家の言う課とは租調、役とは庸即ち課役は租調庸となすことや、我が国では律令時代から今日に至るまで課役を調庸或は調庸雑徭となすは誤りとする新説を初めて発表し、その後これに關聯する問題についての論文を諸雑誌に発表し、更に昭和二十二年五月発行の史林第三十一卷第二号に「徭役

と課役と復除」の論文を発表して自説の誤りなきことを改めて強調して、一昨昭和二十八年六月にこれ等の研究を含めて広く均田法の諸問題を取扱つた「均田法とその税役制度」と題する一書を公にした次第である。この私の新説に對して一部の人は直ちに賛意を表したが、承服しない人も仲々あつて、その第一の人は唐令の復元者である仁井田陞博士であつて、同博士は昭和二十年三月発行の史学雑誌第五十六編第三号に「唐律令上の課役制度——曾我部教授の新説を讀みて——」と題して先ず反對を表明され、次いで東京大学法学部助教授の滋賀秀三氏が昭和二十四年六月発行の国家学会雑誌第六十三卷第十・十一・十二合併号に

「課役の意味及び沿革」と題して矢張り反対を表明され、近頃になつては九州大学の東洋史学科で専らこの課役のことを研究されたと聞く所の松永雅生氏が昭和二十八年二月発行の史淵第五十五号に「唐代の課について」なる論文を發表されて、同様に反対を唱へられた。公然と反対の論文を發表されたのは、今迄の所、以上の三氏であつて、この中で滋賀氏の論文はその發表した雑誌が文科系のものでなかつたことと、同氏の言によると雑誌の紙幅の関係上、十分に意を尽す程述べる事が出来なかつたことなどのためであらうか、あまり学界の注目を引かなかつたようであるが、仁井田・松永両氏のもの、特に仁井田博士のものは大いに注目されたようである。

私はこれ等の反対説に対しては、仁井田博士に対しては史林三一ノ二所載「徭役と課役と復除」の論文で重要な事項について答え、更には昭和二十七年五月に仙台で開催された日本法制史学会大会の研究發表の席上でも若干の事項について答えたことがあるが、滋賀、松永両氏には殆んど答へず、要は拙著「均田法とその税役制度」に課役の原則を説明してあるから、それさえ読んで貰えば判ることであ

るし、且又三氏が説く所には原典の取扱いが不十分であり、文章の引用を誤り、誤説を犯し、比較を誤る等々、全く誤つた基礎の上に立つた論断であるから、これ等は自然と後日に悟られるものと期待し、第三者の学界各位も彼我両説の批判に當つては必ずや原典・原文を參考されて可否の判定を与えてくれるものと思惟していた。然るに私のこの期待は空懐に終るのではないかと懸念が最近生じて来た。

それは現在米国のハーバード大学の中国史の教授である楊聯陞 (J. C. F. Fairbank) 氏から最近来翰があり、内容は課役問題をただして来たものであつて、これを一読して私は甚しく失望したのである。楊教授は現在米國に於ける中國史の權威者の一人であることは我が學界によく知られて居る所であり、又我が學界の動きにも常に注意されて、我が學者の研究をよく読まれることも我々は熟知している所であつて、私は學問を通じて交りをつんで居る間柄である。我々の課役問題についても特別な注意を払われて居たようである。それが最近の私に対する来翰となつたようである。その来翰の要旨は私の説には納得出来ない所があり、仁井田・松永両氏の説く所に理があるように思われると言ふの

である。そしてその事項を一一挙げられたのである。楊氏と同様な見解を持つ人が内外の学界に今以て相当多数存在するのではないかと言うことを、この来翰によつて私は想像するに至つたのであるが、いかに深く仁井田・松永両氏などの説が人々の脳裡に這入つて居るかと言うことも想像されるに至つたのである。これは要するに仁井田・松永両氏の論文を読まれる場合に、単にその論文のみを読んで、その論文を作るに用いた原典や原文を参照されない所に大きな原因が存在するのではないかと思われるのであつて、私はここに敢えてその原因を明かにし、楊教授の質問に対する答えを兼ねて広く学界各位の疑念を晴らし、更に各位に原典・原文を見ることの如何に必要であるかを明かにしようと思ふのである。

## 二

要するに仁井田・松永両氏は原典・原文を正確に取扱わないうで、自分に有利な部分のみを用い、自分に有利なように改め、自分に有利なように解釈して論文を作つたものであると断定せざるを得ないのであるが、これがまた一般に

あまり知られて居らず、両氏の説が正しいかの如く人々に信ぜしめて居るようである。このことは既に私は著書及び論文で指摘した唐令及び養老令にある水旱蟲霜の条文や、鳴沙石室佚書にある水部式の解釈に於いて十分に窺われるのである。前者の水旱蟲霜の条文と言うのは唐令を挙げるならば、

原文、諸田有水旱蟲霜為災処、州県検実、具帳申省、十分損四分已上、免租、損六已上、免租調、損七已上、課役俱免、(訳文、諸の田にして、水旱蟲霜の災をなす処あれば、州県は実を検して、帳に具して省に申す。十分に四分已上を損すれば、租を免じ、六已上を損すれば、租調を免じ、七已上を損すれば、課役も俱に免ず。)

とあるものであつて、最後の句の課役俱免の四字は、私は昭和十九年二月発行の史林二九ノ一所載拙稿「唐令及び養老の令に見ゆる課口と不課口」頁十九に於いて、これは課役即ち雑徭・歳役(正役とも言ふ)も租調と俱に免ずと読み且つ解すべきなるを態々括弧を附してまでして置いたのである。然るに仁井田博士は昭和二十年二月発行の史学雑誌五六ノ三所載同博士論文「唐律令上の課役制度」

頁十一において「賦役令の水旱霜蝗などの天災に対する租庸調（課役）免除規定の如きも、収益の四分以上の損耗に

対しては租を免じ、六分以上の場合は租調を免じ、七分以

上のときは課役即ち租庸調を並に免ずると解してこそ、自

然なのに拘らず、曾我部教授は七分以上の場合に限つて、

正役の庸と輕微な力役たる雑徭を免ずるものと解して疑わ

れない。事ここに至つては、課役即雑徭と正役とする自説

の一貫的主張に余りに急に於て、令制の全般的理解を度外

視したものととの譏りを免れ難いと思ふ」と述べられて居る。

これは全く私の説明を誤り判断しての批難であつて、全然

當らない攻撃である。最後の句の課役俱免を「課役を俱に

免ず」と私が読んだものであれば、仁井田博士の言われる

如き批難に値するが、私は「課役も俱に免ず」と読み「課

役即ち雑徭・歳役も租調と俱に免ず」と解して居るのであ

るから、全く見当違いの批難であり、同博士の誤読による

失策と断定されるのである。而もこの条文は松永氏の昭和

二十八年二月発行の史淵五五所載「唐代の課について」頁

七三でも仁井田博士同様の読方をなし解釈をなして課役が租庸調である有力な証拠として居るのである。私はこの条

文については拙著「均田法とその税役制度」頁二五六に改めて詳述して置いた。

次に鳴沙石室佚書にある唐の水部式の課役については、

松永氏前記論文頁七三に、

都水監漁師二百五十人、（中略）並簡善採捕者為之、免其

課役及雑徭、（訳文、都水監の漁師は二百五十人、（中略）

並に善く採捕する者を簡えらんでこれとなし、その課役及び

雑徭を免ず）

と引用し、若し課役の課を雑徭と解釈するならば、都水監

の漁師には課役及び雑徭を免ずとあることより、課役の課

が通じなくなると説明されて居る。これと同様なことは昭

和二十八年二月に開かれた日本法制史学会東京例会の席上

で私は滋賀秀三氏からも質問されたのである。この原文が

この引用文の通りであれば、課役及び雑徭とするから課役

の中に雑徭が含まれないことは頗る明瞭なのであり、課を

以て雑徭とする私の説は到底成立しないのである。所がこ

れには一つの重大な見落しが存在する。「中略」と言ふの

が曲者であつて、中略せずして全文を引用すれば決してこ

引用すれば長くなるから必要な部分のみを加えると、

都水監漁師二百五十人、(中略)各為四分三番上下、每番送三十人、並取白丁及雜色人五等已下戸二充、並簡二善採捕者為之、免其課役及雜徭、

とあるものであつて、「其の課役及び雜徭を免ず」とあるは初めの都水監漁師にかかるのではなく、すぐ上の白丁及び雜色人にかかる句であつて、白丁には課役を免じ、雜徭の特殊な役である雜役に既に服して居る雜色人には本来の雜徭を改めて免ずと規定したものである。決して都水監の漁師に課役及び雜徭を一緒に免じたものではない。このことは拙著「均田法とその税役制度」の頁二八六の所に述べて置いた。全く平凡な事柄であるが、あまりに省略し過ぎて勝手に頭と足とを継いで一文となした所に欠陥が存在するのである。このようなことは既に發表済みの以上の二例のみでなく、未發表のもので楊教授が仁井田・松永両氏論文の長所となすものにもいづれも存在するのである。ここにその主要なるものについて愚見を開陳し、以て本誌を借りて楊教授の質問に答えると共に、学界識者中の仁井田・松永両氏説を支持される人々の参考に資せうと思つたのであ

る。

### 三

楊教授の質問中重要なものの第一は、前記仁井田博士論文「唐律令上の課役制度」頁十五に於いて次の如く述べられてゐることである。それは、

私は唐代(若くは隋唐時代)、課役を以て租庸調と解していた有力な事例を他に知るものである。即ち唐賦役令の丁役規定によると、丁役は原則として一年二十日に止まる(但閏年には二日を加へる)が、若し留役十五日に満つるときは調を免じ、留役三十日にして租調を共に免ずる。所詮、正役を通じ平年の丁役は五十日を越えてはならないものとされている。従つて、唐名例律共犯罪有逃亡条の疏文に、律の註釈者が唐令を引用して、「依令、丁役五十日、当年課役俱免」とする様に、平年に五十日の丁役のあつた場合には、課役は並に免ずるといふ表現が成り立つわけである。即ちこの場合の「課役」とは「租庸調」と同意であることはいうまでもない。

とあることであつて、この「令に依れば、丁役が五十日な

れば、当年の課役は俱に免ず」とある課役は仁井田博士の説明の如く租庸調と解釈しなければならぬと、楊教授は言われるのである。松永氏も同氏論文「唐代の課について」頁七五及び頁九五にこの条文をそのまま引用して説を立てられて居られる。しかし、仁井田博士や松永氏の説明には辻褃が合わない所が存在する。それは丁役とは歳役即ち正役のことであつて、その代價は庸であるから、現在の庸の義務に従事して居る者に対しその年の課役即ち仁井田博士等の主張する租庸調を免ずと規定することはあり得ない。現在歳役に従つて居る者にそれが五十日になれば租調や歳役を免ずなどとは言う筈がないのである。来年の歳役を免ずなどと定めてあれば、それはあり得ることである。これは私の説である課役を雜徭と歳役即ち雜徭と庸と解しても同様に不都合が生ずる。この矛盾は実は仁井田博士が既に自から明確に説明し、正しい解答を他処で与えて居るのである。それは同博士の勞作唐令拾遺頁六六八、歳役（丁役）の条文においてである。この条文は同博士は唐会要、旧唐書、冊府元龜、唐六典、唐律の戸婚律、通典、養老令によつて復元したと述べて居るが、それは、

諸丁歳役二十日、有閏之年、加二日、若不役者、收庸、（中略）須留役者、滿十五日免調、三十日租調俱免、（訳文、諸の丁の歳役は二十日、閏あるの年は二日を加う。若し役せざる者は、庸を收む。（中略）役に留るべき者は、十五日に滿つれば調を免し、三十日なれば租調を俱に免ず。）とあるものであつて、上記唐名例律にある疏議に引用せる令の当年課役俱免とある所は、これでは租調俱免となつていて、異つて居る。而も仁井田博士は唐令拾遺には單なる参考文献として矢張り上記唐名例律の条文を載せて居られる。これは仁井田博士は唐令の復元に當つては唐会要以下の諸文献によつて租調俱免に従い、唐律疏議の当年課役俱免は採らなかつたことを明かにしたものであつて、その選択は正しい。然るに史学雜誌の「唐令上の課役制度」では、そのようなことは全然説明せずして、直ちに唐名例律疏議の当年課役俱免とあるものこそは唐賦役令の歳役の条文の真の姿のものとして立論されて居る。これは同博士が巧みに両刀を使用していることを示すものであつて、唐令拾遺では租調俱免が正しいとなし、史学雜誌では当年課役俱免

を正しいとなして、内容の異なる二つのことを都合のよいように用いて居るのである。松永氏も亦、仁井田博士と同様に、自説に都合のよい唐名例律疏議のみを使用しているのである。このようなことは正しい研究方法と称せられるであらうか。二つの異なる史料があるならば、先づ以て最初にいずれが正なるかを決めて、然る後に使用すべきものと思う。私はこの場合は唐令拾遺の「租調俱免」とあるを正とするものである。その理由は上述の通りである。しかもこの歳役即ち丁役の条文は課役を租庸調となす有力な証拠には少しもならぬのである。

#### 四

楊教授の第二の質問は仁井田博士の史学雑誌論文頁十三及び十四に論ぜられて居る唐名例律犯死罪非十惡の条にある課調のことである。その要旨を紹介するに、流罪を犯した者の両親が老疾にかかつて世話をする人即ち侍丁が必要となつた場合には、その流罪者に対する刑の執行は一時中止して侍丁とするが、その際には課調は旧に依るとなつて居る(原文、課調依旧)。唐律の註釈書の疏議はこのことを

説明して「依<sub>レ</sub>令、免<sub>レ</sub>役唯輸<sub>二</sub>調及租<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>其充<sub>レ</sub>侍、未<sub>レ</sub>流、故云<sub>二</sub>課調依旧<sub>一</sub>」としているが、これは輸<sub>二</sub>調及租<sub>一</sub>と課調依<sub>レ</sub>旧とは同一なるを示して居り、調及租と課調とは同一であり、課は決して雜徭でなく租調であると稱するのである。

これが仁井田博士の主張の要旨であるが、この説明中に明かに矛盾が存在して居る。それは仁井田博士の主張では課役は租庸調であり、その中で役は庸であるから課は租調でなければならず、然らばこの問題の課調は租調調となる筈であり、このやうな熟語は決して存在しない筈である。

よつて松永氏は同氏論文頁七四で、この場合の課は租のみを意味し、調を含まない、即ち課には租調を意味する場合と、租のみを意味する場合の二様が存在すると苦しい説明をなすに至つて居る。これは同一陣営内の解釈の不統一を遺憾なく暴露したものに他ならない。而もこの場合には二様の意味を設けて一先づ解決が出来たとしても、他の課調の事例に悉く適用が出来ると言うに決して出来るものではない。それは私が既に拙著「均田法とその税役制度」頁一二五、及び文化十九ノ一所載拙稿「唐の戸税と地頭錢と

青苗錢の本質」頁九二に引用した隋書卷二四食貨志に、

開皇八年五月、高頌奏、諸州無課。調。処、及課州管戸数少者、官人禄力、乘前已来、出附近之州、但判官本為牧人、役力理出所部、請於所管戸内、計戸徵稅、文帝從之、  
 （訳文、開皇八年五月、高頌奏すらく、諸州の課の調の無き処、及び課ある州も管戸数の少なき者は、官人の禄力は、乘前已来、随近の州より出だす。但し判官は本と牧人たり、役力は理として部する所より出だすべし。請うらくは、所管の戸内に於いて、戸を計つて税を徵せん。文帝これに従ふ。）

とあるこの一文中の課調及び課州の課に租とか租調の語を当てはめるならば、直ちに不合理なことが發見されるであろう。この一文は実に隋唐の戸税の起原をなすものであるが、地方官に与えられる義務的使役人である幹とか事力に關することを論じたものであつて、決して租調に關したものでない。幹や事力は雜徭の特殊な役である雜役（色役）に屬するものであつて、その負担を免除されている州とか、負担があつても負担する戸数の少ない場合は、附近の州から徵發したのであると言うのである。故にこの課は幹や事

力などの力役に關する語であり、幹や事力は雜役の一種であり、それは雜徭の特殊なものに他ならないから、課は從つて、雜徭雜役に關する語としなければ、この一文の解釈は全く出来ないのである。ただこの場合に課を雜徭全体とするか、或は雜徭の特殊なものである雜役だけにするか、更にはその代償である資課にするかは問題であつて、多分このような場合は雜役を意味すると思われるが、いずれにしても解釈は出来るのである。課は均田法では本来雜徭を意味するが、その雜徭には本来の雜徭と、兵士になつたり中央地方の官庁官吏の使役人などになる特殊な雜役（色役）とがあり、本来の雜徭そのものは地方官の所管事項であるが、雜役に至つては地方官にも關係があるものの中央の官庁や官吏にも大いに關係があり、從つて中央から見ると雜徭はその特殊なものである雜役のみであるから、中央で言う雜徭は自然と雜役のみとなり、雜徭の代名詞である課も中央からすれば雜役のみを意味するようになるのであり、又雜役の代償は資課であるから、課のみで資課の意味にも使用されるに至るのである。かくしていずれも雜徭に關聯するが、課に広狭の二義が生れるに至つたようである。立場



の相違から来る自然の成行であつた。この課調の場合は狹義の雑役と見た方が意味がよく通じ得る。而も亦、課調とは「課の調」<sup>①</sup>と読むべきであり、課の調発の義に解すべきなることも、この一文で甚だ明かである。課調の課は決して租庸調の調ではないのである。又、唐の戸婚律脱戸の条の疏義に、

見在役任者、謂身見在官驅使、……既見在役任、即無課調、（訳文、見<sup>けん</sup>に役任に在る者とは、謂うは身見<sup>けん</sup>に官に在つて驅使さるもの。……既に見<sup>けん</sup>に役任に在れば、即ち課調なし。）

なる一文がある。これは役即ち歳役に現在従事して居る者には課調なしと言うのであつて、歳役と雑徭雑役との両方の力役を同時に勤めることは不可能であるから、歳役に従事中は雑徭雑役の調発は行われないと説明し居るのである。然るにこの課調を租調などと解釈すれば、現在歳役に服して居る者に租調が無いとなつて文義が甚だ不明瞭となり、且又そのような条文は唐の律令中には何処にも存在しない。歳役二十日の上に十五日留役すれば調を免じ、三十日留役すれば租調を免ずと令の歳役の条文には規定しているが、

単に歳役に服すれば租調を賦課せずと言うが如き条文は何処にも存在しないのである。然らば本論に還つて唐名例律の疏義の、

依令、免役唯輪調及租、為其充侍、未流、故云課調依旧、とある一文は、如何に解釈するかである。仁井田・松永両氏共に輪調及租と課調依、旧とは同一事項であるとし、仁井田氏はこの課は租調と言ひ、松永氏は租と見て居る。しかし両氏の解釈は遺憾ながら共に誤つて居る。その根本の原因は当時の公課は租・庸・調・雑徭の四種であることを忘れて、租庸調の三種のみにした所にある。雑徭を入れて考へるならば、この一文の解釈は全く異つて来るのである。この一文は、

令によるに、（侍丁は）役を免ぜられて、ただ調及び租を輸す。その侍に充つるがために、未だ流さず。故に課調は旧に依ると云う。

と読まれるのであるが、ここにある如く、唐令によれば侍丁は歳役（その代償は庸）を免ぜられて租と調とを輸納すると定めてある。公課四種の中で租庸調の規定はこのように定められてあるが、残りの雑徭についての規定は何も無

い。この流刑人の刑の執行を一時停止して侍丁とした場合に、このものに対する租庸調の公課の取扱いは唐令の侍丁の条文に照して処理が出来るが、侍丁に対する雑徭の公課の取扱いは唐令に規定がないから、如何にするかが当然問題になつて来る。これに対する解答が実に「課調依<sub>レ</sub>旧」である。その者が今迄て雑徭雑役の負担者であれそれを命じ、免除者であれば免除してやると言うのである。

この唐名例律犯罪非十惡の条文にある課調の課は、以上の如くこれを雑徭雑役と見て決して不都合はなく、寧ろこれを租調とか租となすことが甚だしい不都合であるを示している。何故ならば、租調とすれば租調となり、租とすれば他の唐律の条文の課には適用出来ない除外例となるのである。同じ唐律でありながら、除外例を設けなければ解釈が出来ないのは、条文の誤りか解釈の誤りかのいずれかである。唐律の如き完備した法律に、一見して誰人でも判るこのような誤りがあるであらうか。

## 五

楊教授の第三の質問と思われるものは松永氏論文「唐代

の課について」頁七三にある唐の廩庫律の応輸課税の條の疏議にある應輸課税、謂租調地稅之類、と云うことであらう。これは楊教授は明かには述べていないが、松永氏は課役の課を租調と解する根拠として唐令の水旱蟲霜の条文、唐の名例律の犯罪非十惡の條文の疏議と、この應輸課税の條文とを挙げて居り、その松永氏の説にも見る可き所があると言うのであるから、多分この應輸課税の條文に関する松永氏の主張が正しいと見て居られるのではないかと思う。その應輸課税の條文は、

諸應輸課税及入官之物、而迴避詐匿不輸、（中略）計所闕、準盜論、（訳文、諸の應に輸すべき課税及び官に入るべき物にして、而も迴避詐匿して輸せざれば、（中略）闕ぐ所を計つて、盜に準じて論ず。）

とあるもので、この文中の課税に対して疏議は租調地稅之類との説明を与えている。これよりして松永氏は、課は租調、税は地稅と見て、課即租調の有力な証拠となしているのである。勿論これだけを見るならば課税は租調地稅の類を謂うとあるから、課は租調であり、税は地稅となるであらう。然るにこの引用たるや、実に亦、唐律疏議の都合の

よろしき部分のみを抽出したのであつて、今少しく唐律疏議を多く引用するならば、忽ち欠陥を露わすに至るのである。実は課税なる語は唐律には他にも存在し、而も疏議の註がこれにもなされて居るのである。それは唐の戸婚律輸課稅物違期の条文であつて、

諸部内輸課稅之物、違期不充者、云云、（訳文、諸の部内の輸すべき課稅の物にして、期に違つて充たざる者は云云。）

と言ひ、この疏議では、

輸課稅之物、謂租調及庸（租は稅の誤）地租（庸は稅）雜稅之類、と説明している。疏議は前の応輸課稅の場合の課稅には租調地稅之類と説明し、ここでは租調及庸地稅雜稅之類と述べている。即ち庸も加つている。かくなると課には租調の外に庸までも加えねばならず、課を租調とか租などと解釈する仁井田・松永學説は根柢から覆えることとなる。この課稅の意味は後述の如く今日我々が言う課稅と同じで租稅一般を意味するものである。従つて疏議の両註共に「之類」とあつて、「このやうな種類のものである」と述べて、必ずそれに該当するとは言つていない。大体を述べているのである。

よつて庸を加えても加えなくても、亦雜稅を入れても入れなくても、少しも矛盾は生じないのである。唐律には更に他にも同じようにかかる課を租調と解しては不都合が起きる条文がある。それは廐庫律のこの応輸課稅の条文の次にある監臨官僦運租稅の条文であつて、それは、

諸監臨主守之官、皆不得於所部僦運租稅課物、違者、計所利、坐贓論、（訳文、諸の監臨主守の官は、皆、部する所に於いて租稅課物を僦運するを得ず。違う者は、利する所を計つて、贓に坐して論ず。）

であつて、若しこの文中にある租稅課物の課に租調の字を当てるならば、租稅租調物となり、その不都合なるは直ちに諒承されるであらう。この条文の租稅課物とは前の応輸課稅の条文の課稅及入官之物と同一のことたるは、両条文を對比すれば自から明かなことであつて、課稅は租稅に当り、入官之物が課物に當るのであり、このような場合の課はいずれも今日用いられている課稅の課と同一意味のものであつて、租調とか雜徭などの如き特殊な意味を持つたものではない。

そもそも課なる文字は元來は「わりあて」とか「わりあ

てる」と言う意味の文字である。問題の課役の文字も既に後漢書樊宏伝に「課二役童隸」として現われて居り、この場合の課は「わりあてる」の意味である。現代使用されている課税、賦課、課題などと同じであり、昔から今日に至るまで課に「わりあて」「わりあてる」の意味のあることは少しも変わらない。課に特殊な力役の意味が出来ていた均田法の時代にも、依然として固有の「わりあて」「わりあてる」の意味での課の文字が使用されていたことは、唐の田令桑榆の条文に（唐令拾遺）

諸戸内永業田、每畝課種桑五十根以上、（訳文、諸の戸内の永業田は、畝ごとに桑五十根以上を課種せしむ。）

とあるのや、我が養老の田令桑漆の条にも、

凡課<sub>三</sub>桑漆一、上戸桑三百根、

とある課はいずれも「わりあてる」との意味である。又、唐大詔令集卷一一〇、睿宗唐隆元年（元景雲元年）七月十九日の誠勅風俗教に、

其の逃人の田宅は、輒ち売買を容すを得ず。其の地の郷原の例に在り。<sup>③</sup> 租は州県の倉に納るるも、租地の人をして代つて租課を出ださしむるを得ず。

とある租課の課も、亦「わりあて」の意味に他ならない。宋になつても塩課とか茶課などの語が食貨に関する諸文献中に散見している。

このように課の本来の意味である「わりあて」「わりあてる」と言う用例が唐にも存在する以上は、ここに論じている唐厩庫律応輸課税の条の課税や同監臨官僦運租税の条の課物の課も同様の意味に解すべきであつて、それを特殊な意味に解するから、至る処で不都合が生じて来るのである。

## 六

私は均田法に伴う課役とか課調とか資課などの課は、いずれも一般的には雜徭全体を意味し、時には雜徭の特殊な役である雜役（色役）を意味し、更にはその代償の資課を意味することを主張して居るのであり、今以てこれを変更する考えは持っていない。しかしこの私の新説に対する反対は学界の各方面にあり、海外にさへ注目している有様であるが、このような反対論の根拠は全く史料の誤引、誤読、誤釈の上に立つて居ることは、極めて明かな事實であつて、

これは今迄で私が指摘した個々の例が何よりもそれを雄弁に物語つて居る。それにも拘らず、この事実が学界にあまり知られず、今以てかかる論説が我が国はもとより海外に於てまで問題にされるのは、これはこのような論文に接した場合、単にその論文だけを読んで万事宜しいとする点にあるのであろう。これは、このような論文は、その史料の取扱いが原文を都合のよいように改めたり、都合のよい部分のみを抽出したり、都合のよいように曲げて解釈してあるから、原文・原典を併せて見ざる限り、かかる事実は発見することが出来ないものであり、自然と論旨の妥当性を認めるに至るのである。私は楊教授の質問に接しかかる事実を深く知つた次第であるが、ここに私が改めて学界各位に望む所のものは、原典・原文によつて批判してくれることであつて、さすれば理の当否は自から明かとなるであらう。

① 調発なる語も唐律には所々に見えている。即ち唐の擅興律擅発兵の条には急須兵者、得便調発、とか若不即調発、及不即給与者、云云、とあるのや、同じく調発供給軍事の条には諸応調発雜物供給軍事者、云云、とか若事有警急、得便調発給与、などとなり、又唐には科調なる語もあつた。資治通鑑卷二百頭慶五年七月丁卯の条に度支尚書同中書門下三品盧承慶坐科調失所、

免官、などある。

② 唐の戸婚律だけを見ても、無課役者、減二等、とか脱口及增減年状以免課役者、とか其増減非免課役、及漏無課役口者、など沢山課役の例がある。仁井田・松永両氏はこのやうな課役はいずれも租調と解して居るのである。

③ 適園叢書所収の唐大詔令集には在となつて居るが、全唐文卷十九に収められている同じ睿宗の申勅礼俗敕には任となつて「まかす」と読ませている。任がよろしかろう。

昭和三十年一月二十五日稿了。

上記の原稿を送送後にこの課役の解釈問題を決する貴重な史料に接した。それは東洋学報第三十七卷第二号、第三号に連載された山本達郎博士の「敦煌発見計帳様文書殘簡——大英博物館所蔵スタイン將來漢文文書六一三号——」によつて紹介された東西魏時代の敦煌地方の文書である。山本博士はこれを西魏の大統十三年即ち西紀五四七年頃の計帳であらうと推定されている。しかし私は製作された年を西紀五四七年とするには同意するが、これを西魏の計帳と見做すことには同意し難く、私はこれを東西兩魏時代に北魏の様式に従つて作られた戸籍と断定するものである。その理由はこの文書中には牛に授田することや、床(牀)なる文字が出て来るが、このようなことは北魏一

東魏—北齊—隋の系列の田制にのみ現われるものであつて、西魏及びこれを承けた北周の田制には無いことである。西魏の突支配者で北周を起した宇文泰は、蘇綽と盧辯とに命じて国家の諸制度を作らしめたが、彼等は周礼を重んじて周礼に合するような制度を作つた。これは周書の文帝本紀・蘇綽伝・盧辯伝や隋書の諸志によつて明かなことであり、周なる国名も先秦の周を恩慕してのことである。従つてその田制なども北魏に従わないて、井田法を直接継承しようとしたもののように、隋書食貨志に見える北周の田制には牛の授田のことや、床（牀）の文字は見えない。故を以て牛に授田することや床の文字の現われるこの文書を、西魏のものと思ふのは無理のようである。又山本博士はこれを計帳と見做される根拠は、唐の計帳は来年度の課役を催すために作られるが、その課役は租・調・庸であり、この文書には租・調などのことが記載されているからと言ふにあるようであるが、課役には租や調が含まれていない事實をこの文書自身が後述の如く明瞭に示している以上は、この文書を以て計帳と見做すことも無理のようである。戸籍と見做さるべきものであろう。

私が東西兩魏時代の敦煌の戸籍と断定するこの文書はスライン氏が西域探險で得たもので現在は大英博物館にあり、それを山本博士が外遊の土産として今回学界に紹介されたのである。十七枚の断片から成つて居るが、その内容を見るに種々貴重な研究材料が多数含まれて居り、今後の研究が大いに期待されるものである。このやうな貴重な文書を学界に紹介された山本博士に対して私は大いに感謝する次第である。

この文書中に課の意味を示す貴重な部分が二ヶ所存在する。その第一はこの文書の第五枚目に

都	合	税	租	兩	拾	肆	餅	餅
拾	陸	石	仵	所	輸	租		
		九石五升上		四石五升不課戸上税				
		六	石	五石臺資口計丁床税				
		一石	不課戸	下	税	租		

(下略)

とあつて、租即ち租を不課戸の上等戸が四石五升(斗の意)、不課戸の下等戸が一石負担して居る。課に租や調の意味があ

ればこのようなことは絶対にないことである。第二はこの文書の第十二枚目に

戸主劉文成己丑生年參拾統 蓋寇將軍 課戸上

妻任舍女甲午生年參拾肆 臺資妻

息男子可乙卯生年拾參 中男

息男子義丁巳生年拾屯 中男

息女黃口水亥生年伴 小女

息男子炭辛酉生年柒 小男

息男黃口甲子生年肆 小男

口五不稅? 口四男 口二中年十三巳下  
口二小年七巳下

凡口七不課 口一小女年五

口二臺資推稅令課 一丁男 一丁妻

計布一匹

計麻二斤

計祖四石

二石五升輪祖  
一石五升輪草三圈

計受田口二 一丁男 一丁妻

(下略)

とあつて、家族七名全部が不課口となつて居るにも拘らず、調として布一匹・麻二斤、租として四石が割当てられて居る。課が租や調を包含するものであれば不課口がこのようなものを負担することは断じてあり得ない。而もこの戸籍を見るに戸としては「課戸上」となつて居るが、口としては「凡口七不課」とあつて、戸としては課、口としては不課となつて居る。これは第一行目にある如く戸主の劉文成が蓋寇將軍の官にあるからであつて、隋書の食貨志に北齊の制度に倣つたと言う隋の制度に

未だ地を受けざる者は、皆不課なり。品爵あり及び孝子順孫義夫節婦は並に課役を免ず。

とある制度に従つたまでである。品爵ある者でも土地の班給を受けて居れば当然課戸であるが、品爵ある故に特に課役を免じて不課口に言うのであつて、その事実を戸籍に現わしたまでである。蓋寇將軍の官は魏書官氏志や隋書百官志に蓋寇將軍として見え、前者では從七品、後者で

は従八品となつてゐる。品官者や孝子順孫義夫節婦に課役を免ずることは周礼の施舍の制度を承けたものであるが、北魏でもこれを行つてゐたことは、魏書食貨志にある均田法中に「寡婦の志を守る者は、課を免ると雖も、亦婦田を授けらる」とあることによつて窺われる。

私は過去十数年間に亘つて均田法に伴なう課には特別に力役の意味が生じ、而も力役が歳役と雑徭とに分かれるよゝうになつてからは、課は専ら雑徭雑役を意味するものであることを主張して来た。しかし一般の多くの人々は課を租調或は租と解して、現在も相対立の状態である。この孤壘を守る私に対して今回測らずも千万人の援軍を与えてくれたのは、実にこの山本博士紹介のスタイン文書漢文第六一三号である。私はここに課即租調論者遂に望む所は、この文書の記載事実を率直に認識してくれることであつて、それが出来れば中国中世の税役制度の研究は停滞から躍進へと移ることが出来るのではないかと思うのである。

昭和三十年三月二日追記。

伊東多三郎 「江戸幕府元文の貨幣改鑄」（前号所載）正誤表

頁	段	行	誤	正
二四	下	三	通用不自由之相聞	通用不自由之由相聞
二五	上	一八	割、銀は	割五分、銀は
二七	上	七	三十匁台を割る。	三十匁台を割る。
二九	下	七	流通量	流通量
同	同	九	必理的	心理的
同	上	七	曳尾庵南竹	曳尾庵南竹
三〇	上	一	八十匁	八十匁
同	上	二	貨幣經濟の研究	經濟思想の研究
三一	上	二	借金	借金
三四	上	六	新金銀使用額	新金銀使用欲
同	同	八	不定	不足
同	下	六	近在等者	近在等え
三七	同	七	穴藏	穴藏
同	同	九	有之類	右之類
同	同	一〇	九月初旬	九月初旬
同	上	一〇	内密	内密
三八	同	七、八	銀取ル	銀取ル
同	同	一三	緊留中	緊留中
同	同	一八	大阪郊外	大阪郊外
同	下	一五	発行	発行
三九	上	〇	三十七貫余	三十七方貫余
四〇	上	七	草間直方	草間直方
四二	上	七	網記	網記
四四	上	四	網記	網記
四五	上	一六	売買	売買



a wire-puller. The change in the political conditions of the year of 1881 brought these denunciation affairs to an end.

Thirdly, an attempt was made to find out a possible clue in the very confessions of Parkes to make unveil the obscure and complicated state of the things.

## A Further Comment upon the Interpretation of K'ò i (課役)

by

Shizuo Sogabe

The word k'ò i (課役), which was used as a judicial term in Japan when while chün tien (均田法) was being executed, means sui i (歲役) and tsa yao (雜徭); it does not mean the combination of tsu (租), tiao (調), and yung (庸), substitute for sui i (歲役), as depicted in Chinese history. This has been my interpretation of k'ò i (課役) since 1943. Still at present, however, there are scholars who doubt it by saying that k'ò i (課役) includes tsu, yung and tiao (租, 庸, 調) according to Tang lü su i (唐律疏議). But if we read Tang lü su i closely, we surely find that such an interpretation of k'ò i (課役) comes to be contradictory even in the same book.